

社会福祉系大学・専門学校、高等学校福祉科における ソーシャルワーク教育方法および教育教材の開発に関する研究

社会福祉教育方法・教材開発研究会

《要旨》

本研究では、社会福祉系大学・専門学校の拡大、高等学校福祉科の新設等に対応した、社会福祉援助技術演習の教育方法および教育教材の開発に関する研究を行った。具体的には、①社会福祉士の援助業務（ソーシャルワーク）とは何か、そしてどのように展開されるものであるのか。②その展開に必要な基盤となる価値・知識・技術は何か。③その教育方法および教材はどのようなものが適切であるか、について協議研究をすすめ、新カリキュラムの社会福祉援助技術演習に対応する基本教材として「新・社会福祉援助技術演習」（中央法規出版2001年）の作成・発行をおこなった。同書の構成は、第I部において社会福祉援助技術演習の意味と位置づけを解説した上で、ソーシャルワークの展開過程で援助者に求められる価値・知識・技術をパーツとして第II部の基本技術編において習得し、第III部の事例研究編においてそれらを総合化して身に着けるといふものであり、これまでにない工夫を凝らしたものと見える。今後は、同書を養成機関において活用し改善の指摘を踏まえ改訂していくとともに、同書に対応した副教材としての事例集の作成等も職能団体の協力を得ながらすすめていきたい。

《キーワード》

社会福祉士、ソーシャルワーク、ソーシャルワーカー、社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習

はじめに

社会福祉士・介護福祉士制度が創設されて12年が経過した。この時間を経ても、社会福祉士のおこなう援助業務とは何かは明確には見えてきていない。その原因は、第一に、日本版ソーシャルワーカーである社会福祉士の業務が、対人援助専門技術として明確となっておらず、また、分野領域・機関施設・職種職名による援助業務内容の格差が大きいことがあげられる。そして第二に、養成教育の内容が現場実践と噛み合っていないことと、各養成機関・各教員の教育方法の格差が大きいことがあげられる。

厚生省（当時）は、制度10年を期して1998（平成10）年度より社会福祉士養成カリキュラムの検討を行い、2000（平成12）年には大幅な改訂を行った。その中で社会福祉援助技術演習の一層の充実が打ち出されたものの、その内容は確立・標準化・共有化されているとはいえず、担当教員任せになっているのが現状であり第二番目の課題は積み残されたままで

ある。

本研究では、こうした課題に対して、社会福祉系大学・専門学校の拡大、高等学校福祉科の新設等に教員の増加と多様化という状況も考慮して、社会福祉援助技術演習の教育方法および教育教材の開発に関する研究を行った。研究の柱は次の三点を明らかにすることである。①社会福祉士の援助業務（ソーシャルワーク）とは何か、そしてどのように展開されるものであるのか。②その展開に必要な基盤となる知識・技術は何か。③その教育方法および学習教材はどのようなものが適切であるか。以下、この柱立てに沿って研究概要を報告する。

1. わが国におけるソーシャルワーク実践・教育の現状と課題

（1）わが国における社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の現状

我が国の「社会福祉実践」は、北米の「ソーシャル

ワーク Social Work」のような基本的に民間活動にその萌芽を持つものもあったが、いわゆる「福祉六法」といった国の法律の成立とともにその行政として、主に発展してきた。生活保護、身体障害者、知的障害者、児童、老人等の対象に応じた福祉法が、その時代と社会の要請の中で成立し、社会福祉実践が主に国や地方自治体が主体となり、その行政としての社会福祉実践を行ってきたところに一つの特徴がある。

(2) わが国における社会福祉専門職養成教育

社会福祉専門教育の内容は、一般基礎知識、社会福祉制度に関する知識、社会福祉援助に関する方法や技術習得が、講義科目、演習科目、実習科目を通して行われている。ただし、社会保障・社会福祉制度等に関する知識習得が主であり、社会福祉士国家資格受験は科目試験のみで行われる。2000年度から、演習の時間の拡充と現場実習の事前・事後指導が加えられることにより、社会福祉専門技術習得が多少強化されている。

(3) わが国の社会福祉援助技術体系

我が国の「社会福祉援助技術」は、直接援助技術と間接援助技術に分けることが多く、前者は、「個別援助技術(ケースワーク)」「集団援助技術(グループワーク)」があり、後者として、「地域援助技術(コミュニティ・オーガニゼーション)」「社会福祉調査(ソーシャルワーク・リサーチ)」「社会福祉運営管理(ソーシャル・アドミニストレーション)」等に分けられる。

我が国の現在の社会福祉の方法に関する体系は、すでに歴史的過去になっている1970年代前のアメリカにおける「スペシフィック」なソーシャルワーク体系が、岡村重夫著「社会福祉学(総論)」(1968年)や重田信一著「社会福祉の方法」(1971年)等の文献を通して我が国に紹介され、現在の我が国の社会福祉援助技術体系として踏襲されてきたものと考えられる。社会福祉援助技術講義科目は、北米で発展した旧来の「技術・方法」別であり、社会福祉援助技術現場実習は、我が国の中で成立してきた社会福祉六法に系列化された社会福祉(入所)施設内実習を中心とした児童、障害、老人といった「分野」別である。

(4) アメリカにおけるソーシャルワークの発展

アメリカにおいては、1900年代初頭に社会福祉実践の専門家、専門知識、専門教育機関の長足の発展が見られ、1950年頃にはソーシャル・ケースワーク、ソーシャル・グループワーク、コミュニティオーガニゼーションといった専門化が進み、それぞれの専門家協会へと発展してきた。分化が進んだ独自の専門職は1955年に全米ソーシャルワーカー協会設立とともに一つの専門職団体として統合される。しかしながら、各専門職が「共通の基盤 common base」をもち一つの専門職であるというコンセンサスができてきたのは1970年代まで多くの議論と論争を経る必要があった。特に、ソーシャル・ケースワークはその専門性を高く主張し、集団援助(グループワーク)が必要のときは、グループワーカーに依頼するといったケースワーカーの独自性とその「スペシフィック」な考えは、個別援助におけるクライアントの精神内界への援助技術の偏向とともに、専門職としての排他性が問題になることも起きるようになった。1970年前後には、別々に専門分化した専門知識・技術を一つにまとめようとする「統合理論」の考えが提出されるようになった。つまり、それぞれの専門知識・技術はそのままに束ねて統合し、その知識・技術を一人の「ソーシャルワーカー」がすべて修得するという考え方に基づいていた。その潮流はジェネリック・ソーシャルワークとして現在まで続いている。

(5) わが国における福祉専門職の課題

フリードランダーは、3つの言葉を定義している。Social Welfare と Social Work と Social Security である。Social Welfare とは専門サービスや保険制度といったものからなる全体的な「体制(システム)」を意味し、Social Work とは Social Welfare の一翼である「専門サービス Professional Services」を意味し、Social Security とは Social Welfare の他の翼である主にその公的な保険「制度」等を意味すると言っている。アメリカではこの「専門サービス」が強調され、わが国では公的な各種の「制度」が強調されてきた。これからのわが国は、社会福祉専門職の「専門性」と「統合」が問われてくることになる。

2. ソーシャルワーク実践の展開過程モデル

(1) 展開過程とは何か

ソーシャルワーク実践の展開は「過程」として現れる。実践の展開は援助の申請者との接触が始まる時から時間経過の中で進められるわけであるが、たとえば一度の出会いで終了したとしても、援助者は自己の専門的枠組みを対象者に適用し、一定の専門的援助の過程であることを証明しようとする。ただ一度の出会い（それが面接の場で展開しようと、電話相談の形を採ろうと）であっても、数分・数十分・数時間の進行が一定の手続きで進められるように配慮する。一回の面接が、質問・促し・共感・明確化・要約・受容等の技法を伴いながら、導入（ラポール形成）・主題の相互探究・感情への手当て・目標の相互探究・手段の相互探究・選択肢の相互決定・終結などの過程を経ると同様に、短期・長期に渡る援助過程は、開始から終結まで進行する。問題は、この連続的進行過程（アナログ的進行）を何らかの段階に区切る（デジタル化する）ことができるか、できるとすればどう区切るのがよいか、という点である。

これまで、展開過程に関する段階区分は三段階・五段階・七段階等多様であるが、基本的には開始・受理・事前評価（アセスメント）・目標設定・手段プログラム設定・実行・経過観察（モニタリング）・事後評価（エヴァリュエーション）・終結等を含み、これらにフィードバックが加わるものであった。これらの考え方は基本的には誤りとは言えないが、そこでの欠陥は各段階に含まれる筈の共通要素が着目されず、過程全体が構造を持つと同様に各段階においても一定の共通した構造を持つ点が認識されてこなかった。この点を意識し、試論として図式化したのが「ソーシャルワーク実践の機能と展開過程（フィールドソーシャルワーク）」【図】である。

（2）基本的考え方

この図は、ソーシャルワークの展開過程図であり、ソーシャルケースワーク・ソーシャルグループワーク・コミュニティワークなどの用語を一切使用していない。ソーシャルワークはクライアントシステムの規模や性質の如何を問わず共通の枠組みを持つはずであって、各方法は必要に応じて使用されるものとしている。ここでは、各段階が共通に1. 実践形態、2. 実践内容、3. 実践視点、4. 実践技法、5. 実践用具の5要素を含むものとして描かれている。

1. 実践形態：これはその段階での実践が行われる基本的目的・前提条件等を記述するものである。

2. 実践内容：これはその段階での実践の具体的な内容を示す。

3. 実践視点：これはその段階での実践を進める際にどのような視点と視野をもって行われなければならないかを示す。

4. 実践技法：これはその段階での実践を進める際にどのような技法がソーシャルワーカーに備わっていないかを示す。

5. 実践用具：これはその段階での実践を進める際にどのような客観的な用具が必要とされるか、作成されなければならないかを示す。

これらが縦軸を構成する。横軸は展開過程であって、I. ニーズの発見、II. アセスメント、III. 支援標的・目標設定、IV. 支援プログラム作成、V. プログラムの実行、VI. モニタリング、VII. 評価の七段階に区分している。勿論、図式化された展開過程はあくまでも理念型であり、実際の展開はジグザクなり螺旋型なり、行きつ戻りつ進められることは言うまでもない。ただ、このような過程を意識することで、展開の現段階がどこに位置するのか、そこで要求される事柄は何か、次段階へ何を準備しなければならないか、等を考えさせる指針が与えられることになる。特にこの図においては、縦軸に実践技法と実践用具を明示することで、ソーシャルワーカーが備えなければならない技術的側面を明らかにすることを目指している。加えて、本研究全体が養成機関におけるソーシャルワーカーの教育・訓練に重点を置いたものであるので、各段階に「教育上の留意点」を明記している。

（3）各段階の解説

I 問題把握からニーズの確定まで

1. 実践形態：この段階は利用者（クライアント）がソーシャルワーカーの眼前に現れてくる過程を意味し、利用者（申請者）の確定とスクリーニングまでを包括する。大きくは、利用者本人（もしくは関係者）からの申請のルートとソーシャルワーカー自身が潜在的利用者へリーチアウトするルートがある。このルートが有効に機能するためにはソーシャルワーカーの所属する施設・機関の相談窓口が社会的に認知されなければならない、また地域相談システムが事前に整備され

ていなければならない。またリーチアウトができるためには、地域における「問題」発見の情報チャンネル（つまりニーズ発見網）が整備されていなければならない。従って、ニーズの発見自体が地域（コミュニティ）の情報ネットワーク整備を前提とするわけであり、いわゆるコミュニティワークが必要とされる。

2. 実践内容：申請があった場合に、その申請内容が果たしてソーシャルワーカーの所属する施設・機関の機能と合致するかどうかの判断（スクリーニング）が行われる。当然のことながら、合致しなければ申請者を相応しい他の施設・機関へ送致することになるが、しかし合致するとしてもこの初期の対応によって申請者が自動的に当該施設・機関のサービスを受けることになるわけではなく、申請者の選択が働く。またニーズある者と判断する他者からの通報への対応は迅速さを要求する。その通報がリーチアウトを必要するかどうかは、通報時の情報をソーシャルワーカーがどのように獲得・理解・判断するかにかかっている。この点は次の視点と技法に関連する。これらの動きは最終的に申請者のクライアントへの転換と受理決定へと導く。

3. 実践視点：ここでの実践の視点は、徹底的な傾聴の姿勢による問題の的確な把握である。既に言われているように、一見調査的な視点での情報収集であっても、その時の対応自体が治療的効果を産み出す。この徹底した個別化の視点と同時に、ソーシャルワーカーには地域ニーズを不断に把握しておく積極性が要求される。個別ニーズは地域の社会構造と大きな関連がある（ミクロ・マクロの連動）。

4. 実践技法：実践の視点にも記したように、申請者（潜在的クライアント）の初期評価に必要な面接の技法（調査的且つ臨床的）の習熟が必須である。面接室における構造化面接のみならず訪問面接の技法、電話による面接の技法の習熟が必要である。加えて、地域の潜在的・顕在的ニーズを把握するためには、社会踏査・社会調査の技法も要求される。

5. 実践用具：この段階で必要な用具は、受け付け時における「初期評価（調査）用紙」である。申請者に関する基本情報・主訴・状況等を的確に記録でき、後の本格的アセスメントにつながるものとしての様式の確定が望まれる。

6. 社会福祉教育上の留意点：①面接技法以前の基本的対人関係・コミュニケーション技法の修得ができて

いること。②傾聴を中心とした基本的関わり技法を修得していること。③初期評価用紙の様式の作成と共にその使用ができること。④実践の場となる地域特性に関して事前に十分に把握しておくこと。

II アセスメント

1. 実践形態：この段階では、申請者がクライアントへ転化したことを前提として、クライアントのニーズ・問題の明確化と構造化を図る。明確化とはクライアントの訴えを明らかにすることであり、構造化とはその訴えの他要因との関連を明らかにすることである。構造化する際のポイントは、クライアントの「生活問題」として捉える視点と関連してクライアントの住宅（住居）環境や地域生活環境との関連も視野にいれる点である。この点を明らかにしながら、且つクライアントとその認識を共有することが肝心であり、この点は次の段階である支援の標的・目標設定へとつながる。

2. 実践内容：初期アセスメントはニーズ発見段階での初期対応と関連して、ニーズの緊急性（リスク）判断が先ずは要点となる。この判断（とクライアントとの共有）によっては即応する介入を必要とし、本格的なアセスメント前に、具体的対応サービスの提供やそれに伴う関係機関の連絡調整を要求する場合がある。この緊急対応とは別に（あるいはそれと並行に）本格的アセスメントを行おうとする時に、問題の性質によっては各種専門職によるチームアセスメントが必要な場合がある。同一所属施設・機関内のチームだけでなく、外部専門機関・専門職とのチーム形成が必要となる場合もある。（このような外部とのチーム形成には、I. ニーズの発見で触れた地域における情報チャンネル及び関係機関とのコミュニケーションチャンネルの形成が前提となる。）アセスメントを狭く理解すれば、対象の状況の事実認識である。認識されるべき事実はクライアントの問題から始まる。他方、実践の累積は事実認識に関する一定のフォームを形成する。定型と新奇性の絡み合いの中で、当該ケースの事実認識は構成される。

3. 実践視点：アセスメントには、アセッサー（ここではソーシャルワーカー）が所属する施設・機関の用意するサービスもしくは地域に既存の諸サービスを前提にしたサービス志向アセスメントと、それらの諸サービスを括弧に括ってクライアントのニーズを明確化

し、必要なサービスを割りつけるニーズ志向アセスメントがあるが、徹底的に個別的であろうとするならば、ニーズ志向アセスメントであることが要求される。

加えて、ソーシャルワークの基本視点である「人と環境のゲシュタルト」からすれば、ニーズ志向アセスメントはエコロジカルな視野をもったものであることが必要である。この視野は、問題に相互作用する内部・外部の諸要因の構造的な把握と分析であること、つまり最低限「個人—家族—地域—制度」の包括的視野を有することが必要である。

この際、クライアントはアセスメント対象者としてばかりでなく、実は共同アセッサーであること（利用者参加の視点）に留意すべきである。つまり、クライアントは認識している Wants(欠乏要因) と Desires(欲求要因) を表明し、他方でソーシャルワーカーが認識する潜在的 Wants と Desires の示唆等を媒介にしつつ、相互に交渉しながら共通のニーズ把握に到達する役割を負うということである（社会化されたニーズ）。

4. 実践技法：ソーシャルワーカー（アセッサー）は調査的面接・治療的面接に習熟していなければならない。他方、アセスメントは面接室での構造化された場面ばかりでなく、クライアントの生活の場（現地）への訪問面接（生活場面面接）も必要とされる。両者において、面接技法ばかりでなく（参与）観察技法が特に重要とされる。クライアントの生活の現地を読み、現地でクライアントの状況（の意味）を読むことができないといけない。加えて、上記1. 実践の形態で述べたように、アセスメントは一定のフォームを活用することを要請するところから、各種アセスメントシートを活用できる技能が要求される。

また、アセスメントがチームによる場合も多々あることから、地域諸機関・諸専門職等の情報源への接近の技法と情報処理・情報共有の技法を兼備しなければならない。

5. 実践用具：アセスメントは後に述べられる評価におけるベースライン（基線）を構成するように完成されなければならない。そのためには、できる限り数量化（もしくは視覚化）できることが望ましい。勿論記述的要素は当然に含まれるとしても。

このためには各種アセスメントシートの用意が不可欠である。例示として、ジェノグラム・エコマップ等

の視覚化の用具、ADL/IADL/精神機能、等の評価用紙、生活問題に対応したアセスメントシート、必要ならば各種パーソナリティテスト、知能テスト等などである。

6. 社会福祉教育上の留意点：①各種アセスメントシート・評価用紙の整備と活用能力。②情報源への接近と情報処理能力。③ 観察/面接（調査的・臨床的）のスキル。④プライバシー（情報管理）への感受性と問題構造の把握。⑤Wants, Desires の Needs への変換（社会化）の専門的判断枠組み。⑥ チームマネジメント能力

III 支援標的・目標設定

1. 実践形態：ここでは前期アセスメントに基づいて具体的な支援方針をたてることが主眼となるが、その際、支援の標的と目標を分離して考えることが肝要である。問題の所在が明らかとなっても、問題を抱える部分がそのまま即支援の標的となるわけではない。介入可能な部分は即問題を抱える部分ではない。標的の確認それ自体が支援方針の一部を構成するが、その確認及び各標的に対応する長期・中期・短期の目標設定は、クライアントとソーシャルワーカー間における交渉を経て確定され、共有されなければならない。この点は狭義の「契約」へと到る。

2. 実践内容：ここでは全体としての支援方針が策定されるが、明確化され、構造化された問題とニーズの中で標的の確定、各標的に応じた長期・中期・短期の支援目標の確定、が含まれる。前段階のアセスメントにおいて、クライアントシステムにおける問題の所在・問題を構成する関係要素群・クライアント及び環境要素の変化可能性等に関するアセスメントが行われていることを前提に、変化可能性の高さと介入の必要性の緊急度の判断がなされ、この判断（とクライアントとの共有）に応じて介入目標と手段の関連が検討される。

3. 実践視点：ソーシャルワークの基本視点の一つである「クライアント自らが解決できるように支援する」という側面援助原則からすれば、上記支援方針の柱は自立支援である。その際の視野は、当面の問題解決を含みつつ、長期的にはクライアントシステムのQOL（あるいは自己実現）の向上を標榜する。自立支援のためのポイントは、（できうる限りの）自己決定への支

援である。自己決定は、列挙された選択肢の自己選択という狭い意味に限定されない。クライアントとソーシャルワーカーのそれぞれの事情(都合)による相互交渉と最終的合意への道が自己決定過程である。

またこの過程において、ソーシャルワーカーはクライアントの問題の性質と介入の可能性判断を基に、状況に相応しい実践理論モデルの選択・採用を行う。ソーシャルワーカー自身の支援方針としてのこのモデルの採用は、クライアントに説明されなければならない。

4. 実践技法：アセスメント段階と連動したクライアントシステムの変化可能性・介入の実現可能性判断が基本である。それと同時に、各種情報(何・誰を標的とすべきか、そこで考えられる(長期・中期・短期の)目標は何か、目標に対応した各種選択肢は何か、支援方針として採用するモデル等)を適切にクライアントに開示する技能が要求される。ある意味ではここでソーシャルワーカーはかなりの教育的機能を果たす。他方で、クライアントの事情(都合)や希望等を傾聴し、その是非を判断し、適切に交渉する技能が要求される。また合意に至った場合の契約・契約文書の説明力も求められる。

5. 実践用具：クライアントの長期的なQOL向上を目指して、現状のQOLを測定するシートを用意する(的確な測定のためのQOL測定表を作成しなければならないかも知れない)。また契約文書を作成する必要がある。

6. 社会福祉教育場の留意点：①自己決定支援のための臨床的面接技法、②自己決定・契約の構造の学習、③最終合意へ到るまでの交渉(説明)能力。

IV 支援プログラムの作成

1. 実践形態：ここでは、支援目標達成のための有効な手段系列を判断し、設定し、利用者/クライアントと共有する。ここでの手段とは、内外の物的・人的・情動的・関係的諸資源を目標達成に向けて一定の順序にしたがって組み立てることである。

2. 実践内容：先ず、利用者/クライアント側の諸力の可能な動員が行われる。利用者に関して段階Ⅱにおいて行われたアセスメントは同時に、利用者の諸力の評価にもなっている。一方では利用者のパーソナリティなりの変容から、対人関係パターンの変容、家族の潜在力の発動、物財の動員、等々可能な手段の系列も

多い。他方、外部の諸資源は、インフォーマル・フォーマルの多様な諸資源が可能性としてあり、これらが支援目標との関連で取捨選択される。また、既存の資源系の存在具合では、直接利用者に関わる部分の動員・調整だけでなく、資源の開発等も含まれる。加えて、今後の実践過程をどのような手順・機関でモニタリングしていくかに関するプランも作成される。

3. 実践視点：支援プログラムは利用者自身に関わる部分が多数ある。また、手段系列の実施に至ると利用者自身は何らかの関わりをもつことになる。このことから、支援プログラムの作成に利用者自身が参加し、自己の実施可能性を確認しつつ作成が進められる必要がある。この過程に参加すること自体が、利用者の自立的姿勢を養成する。また、支援プログラムは結果として利用者の自立を獲得することを目指すばかりでなく、その個人一家族一地域、更には社会制度までを視野に入れた包括的視点を持つことによって、利用者のエンパワメントを生み出し、従って利用者の権利を擁護(ないし実現)を図るものでなければならない。加えて、支援プログラムは無制限の時間を条件にすることはできず、手段系列の性質によって、適正な時間的展望、つまり即時的に実行できるもの、かなりの準備を必要とするもの、などの組み合わせがあること、また、その目標がどの時点までに達成される必要があるのかも含めた時間的要素を考慮に入れたものでなければならない。

4. 実践技法：支援プログラム作成技法としては、利用者一家族を包み込んだ視野を前提に、利用者側の変容しうる諸力と導入されるべき外部資源の両者を包括したサービス(ケア)プランを作成する技法が必要とされる。そのためには、外部諸資源に関する知識(存在・適格条件・申請窓口及び手続き・費用等など)とその評価(有効性・利便性・即効性等など)つまり資源アセスメントの能力が必要とされる。このような能力を前提に、諸サービス供給主体との交渉能力が要求される。また、この過程は利用者一家族との共同作業であるとするれば、利用者一家族への情報提供・説明・交渉などの技法もまた要求される。同時に、そのような地域諸機関・諸職種等の情報源への接近及び情報発信・情報共有、更にはネットワークの技法が要求される。

5. 実践用具：サービス(ケア)プランのための定型

的な用紙が必要とされる。また、事前に地域資源マップの作成が成されていれば便利である。また、利用者との交渉のための家庭訪問などの計画表も必要であろう。

6. 社会福祉教育場の留意点：①サービス（ケア）プランのための用紙の整備と活用。②ソーシャルワークサービスネットワーク（ネットワークキング）のスキルの養成。③ 地域資源マップ作成法。

V. プログラムの実行

1. 実践形態：分析的にはこの時点から具体的な支援が開始される。それは利用者一家族への継続的・包括的支援を作成・合意された支援プログラムに沿って実行していく段階である。具体的には、利用者一家族の諸力の変容を目指した支援と、外部の具体的諸サービスの提供（動員）過程である。

2. 実践内容：大きくは、利用者一家族に関するアセスメントに基づいた諸力の変容を目指した直接的支援とケアプランに基づいて組み立てられた外部諸資源のサービス提供主体への・及び主体間の調整が行われる。

3. 実践視点：支援プログラムの作成段階で明示された視点、つまり自立支援・エンパワメント・権利擁護に留意した実践の具体的展開であり、一つ一つのプログラム実行がこの視点で貫かれているかどうかを考慮しながら進められる。特に利用者システム内の力動と外部資源との関係の中で、権利擁護を押し進めようとすると、ある利用者もしくはそのシステム自体のために・もしくはそれに代わって代弁の機能を果たす必要もでてくる。また、時には代行の機能も要請されるかもしれない。

4. 実践技法：利用者システムの諸力を強めようとするならば、そのシステムの対処能力・問題解決能力の再編（新たな情報処理パターンの獲得など）を目指して、カウンセリングも含めた臨床的（治療的）面接の技法が要求される。これは同時に臨床観察の技法も並行して必要である。諸サービス供給主体に対しては、サービス（ケア）マネジメントの技法が基本であり、それら諸機関・諸専門職間のインターグループワークの技法、更にはインフォーマル資源をも含めたソーシャルサポートネットワーク（機関間ネット・個別支援ネット）形成の技法が要求される。また、実行過程の各時期において利用者システムの参加と自己決定を促

す技法が重要である。

5. 実践用具：基本的には支援プログラムのツールが前提となっており、それらの経過記録が残されるための用紙が必要となる。また、利用者システム及び諸サービス機関間の力動を見るために、ソシオグラムが便宜かも知れない。

6. 社会福祉教育場の留意点：①臨床的（治療的）面接・カウンセリング・スキルの学習。②ソシオグラムの技法の学習。③ケアマネジメント技法の修得。④自己決定の支援の技法及びそれに付随する契約の構造の理解と修得。⑤ネットワークキング・インターグループワーク技法の修得。

VI. モニタリング

1. 実践形態：この段階の根本は、利用者システムへの継続的・包括的視線の経過観察・評価である。同時にサービス提供の実態の監視でもある。ここではフィードバックの可能性があることを含む。

2. 実践内容：このモニタリングの場合は、利用者システムの生活の場と担当職員によるケースカンファレンスである。生活の場に対しては訪問面接調査・あるいは利用者の来所による面接調査が必要であり、ケースカンファレンスは担当職員の機関を場として行われる。そして、このモニタリングの結果によってはこれまでのⅠ～Ⅳの段階のどこかにフィードバックすることもあり得ることに留意しなければならない。

3. 実践視点：利用者システムの反応・変化・変容を注視しつつの観察が基本であり、その反応における隠された意志・評価を見抜くことである。また、その変化・変容を常に利用者システムの権利擁護の観点から評価していく必要がある。また、このモニタリング過程に利用者自身を参加させていく必要がある。モニタリングの結果フィードバックの必要性が出てきた場合には、その事について利用者システムの合意を得ることが必要である。

4. 実践技法：利用者システムの経過における反応・変化の観察と面接による利用者からの情報収集の技法が基本である（参与観察・調査的面接）。変化・変容への注視が必要であり、且つ利用者とのコミュニケーション技法が必要とされる。またケースカンファレンスについては、それ独自の技法（方法論）があり、その習熟が必要とされる。特にケースカンファレンスに

提出する事例(ケース)の記録のあり方と提示方法及び事例研究法が必要である。また、ケースカンファレンスに利用者自身を参加させていく促しが必要である。また、常に支援の目標と変化・変容の照合が必要であり、それとの対応結果において、即時に支援方法なりの変更が必要であるかどうかの判断もまた必要とされる。この意味で経過記録を整理し、同時にその記録を利用者に提示して説明する能力も必要である。このような経過の中で、段階Vにおけるのと同様に、利用者システムの権利擁護(代弁など)を行う技法も要求される。他方、このモニタリングには、諸サービス提供主体との協働も必要であるので、それらの機関・職種の情報への接近と処理・共有をなすための技法が必要である。どの段階でどのような内容でフィードバックするか判断力と再度その段階と内容から実施する実践力が要求される。

5. 実践用具: 基本的に経過観察を行うチェックリストが必要であり、その様式を整備し、また事例としてケースカンファレンスに提出するための提示様式を、他機関・職種と共有されるものとして作成しておくことが必要である。

6. 社会福祉教育場の留意点: ①ケースカンファレンス法の学習・修得。②事例研究法の学習・修得。③各種チェックリストの様式と記載法の学習。

VII. 評価

1. 実践形態: 基本的には、支援プログラムの目標と対照しながら、利用者システムの変化・変容を評価することである。また総合的結果として当初の利用者システムのQOLが再評価されることになる。同時に、これらの結果を産み出した支援システム側の評価も実施される。

2. 実践内容: 利用者システムの評価としては、支援プログラムの目標と対象しながら、利用者システムの変化・変容を評価するが、その際、利用者側の主観的評価と支援側の客観的評価が付き合わされなければならない(いわゆる効果測定)。その付き合いがどのように合意に達するかが重要である。また支援システム自体の評価については、支援ソーシャルワーカーの援助内容ばかりでなく、関係諸機関・職種、諸サービス提供主体の関わりが反省的に評価される(いわゆる事業評価)。そして最終的終結へ。

3. 実践視点: 評価について多様な関係者に対して、多様な観点から行われる必要がある。特に重要なのは利用者システム自体の評価である。問題状況の客観的な改善度のみならず、支援過程への主観的満足度なども考慮される必要がある。他方、支援側では、支援者からの利用者システムの変化・変容への評価が行われるが、ときに第三者からの評価を導入する必要がある場合もある。支援システム自体の評価については、関係機関合同評価会議などの開催も必要となろう。終結における判断と合意の取りつけ。

4. 実践技法: 利用者システムの評価については、利用者システムの変化結果への観察・面接等による情報収集がおこなわれることから、それぞれ参与観察・面接技法が必要である。効果測定を行うために、シングルケースデザイン法が必要である。アセスメント段階におけるベースライン情報との比較対象がおこなわれる。また自己のサービス評価については、サービス評価法を採用する。最終的に終結の技法として、支援終了を宣言する場合と、必要に応じて再フィードバックを行う場合、また、終結ではあるがフォローアップ計画を実施する場合などが考えられ、それぞれに利用者システムとの合意を得ながら設計する技法が求められる。

5. 実践用具: 基本的には各種評価用紙の様式の整備と用意が必要である。

6. 社会福祉教育場の留意点: ①評価の理論と技法の学習・修得。②各種評価用紙の様式と記載法の学習。③終結の技法の学習・修得。

3. ソーシャルワーカーに求められる価値・知識・技術と社会福祉援助技術教育方法

このようなソーシャルワーク展開過程の各段階に必要な価値・知識・技術をパーツとして学習し、そして展開過程に沿った事例研究を行うことによってそれらの総合化を図るという構成で、本研究会では実際の教材づくりに取り組んだ。

第I部 社会福祉援助技術演習総論

社会福祉援助技術演習の意味と位置づけ

演習の内容

演習の展開

第II部 ソーシャルワーク実践の基礎となる技術(基

本技術編)

1. 自己理解・自己覚知
2. 他者理解・疑似体験
3. コミュニケーション技法
4. 面接の技法
5. 記録の技法
6. 評価の技法
7. 価値と倫理
8. プレゼンテーション技法

第Ⅲ部 ソーシャルワーク実践の展開過程から学ぶ援助技術（事例研究編）

1. 事例研究の意味と方法
2. 事例研究のためのケースカンファレンス方法論
3. ソーシャルワーク実践の展開過程モデル
4. ソーシャルワーク実践のモデル事例の分析
5. ソーシャルワーク実践事例

上記の構成を、社会福祉援助技術演習の新カリキュラムに対応したシラバスとして、同様の目次立てで研究会メンバーが執筆分担するとともに（社）日本社会

福祉士会会員からの事例提供をいただき、中央法規出版の協力を得て2001（平成13）年4月に「新・社会福祉援助技術演習」（本研究会編）を発行することができた。

おわりに

本研究会の掲げた「社会福祉教育方法の確立」と「教材の開発」という二つの目的は、同書の発行をもって一定の結果を出すことができた。しかしながら、同書に掲げた基本技術の有効性の検証や、ここで取り上げきれしていない他の基本技術や他学説・学派の学習の必要性についての検証は行えていない。また、対応する事例の数質ともに充分であるとはいえないであろう。

今後は、さまざまな社会福祉士養成教育機関において同教材を用いてこれらの検証を行うとともに、職能団体等との協働で現場実践場面での基本技術の検証、今日的な福祉課題に即した事例の充実等を図っていく必要がある。

ソーシャルワーク実践の展開過程モデル

A. ソーシャルワーク実践の機能と展開過程（フィールド・ソーシャルワーク）

展開過程	I. 問題把握からニーズの確定まで	II. アセスメント	III. 支援目的・目標設定	IV. 支援プログラム作成
1. 実践形態	1. (1)申請：相談窓口の社会的認知 地域相談システムの事前整備 (2)リーチアウト：地域情報チャンネル、ニーズ発見網の整備 (3)他職種からの紹介	1. ニーズ・問題の明確化と構造化 →クライアントとの共有 住宅環境・地域生活環境を含む 生活問題対応アセスメント	1. (1)支援方針・標的の確認と共有 (2)短期・中期・長期目標の 設定と共有	1. 支援目的達成のための有効な手段 系列の判断と設定及び共有
2. 実践内容	2. (1)申請受理と初期対応 (2)進捗への対応	2. 初期アセスメント・チームアセスメント 初期対応（緊急性・リスク判断） 連絡調整（具体的サービス提供）	2. (1)明確化・構造化されたニーズ ・問題の中での標的の確定 (2)支援方針・目標の確定	2. 利用者の力の動員 資源群の動員
3. 実践視点	3. 構想と理解 地域ニーズの積極的把握	3. ニーズ志向/エコロジカル・ アセスメント、利用者参加 生活問題の構造的分析 個人-家族-地域への包括的視点	3. 自立支援（自己実現）・OOL 利用者・ワーカーの交渉による 合意/自己決定への支援 （実践理論モデルの選定）	3. 利用者参加・自立支援 エンパワメント・権利擁護 個人-家族-地域への包括的視点 時間的要素への視点
4. 実践技法	4. (1)初期評価 (2)社会調査 訪問面接	4. (参与)観察技法 調査的面接法・治療的面接法 チームマネジメント 地域機関・他職種等情報源への 接近と情報処理・情報共有	4. 変化・実現可能性の判断 情報の開示・教育的機能	4. 利用者-家族への支援プログラム サービス（ケア）プラン サービス供給主体への交渉能力 地域資源の知識 資源アセスメント（評価） 地域機関・他職種等情報源への 接近と情報処理・情報共有
5. 実践用具	5. 初期評価用紙	5. ジェノグラム・エコマップ （評価につながる「生活」の確保） ADL/IADL/精神機能評価 アセスメント用紙（生活問題対応）	6. OOL測定表 契約文章	5. サービス（ケア）プラン用紙 面接（家庭訪問）プラン 地域資源マップ
社会福祉教育上の留意点	・ 基本的接遇のあり方 コミュニケーション技法 ・ 基本的関わり技法（面接） ・ 初期評価用紙の作成と活用 ・ 地域特性の積極的理解	・ アセスメント用紙の整備と活用 ・ 情報源への接近と情報処理能力 ・ 観察・面接（調査的・臨床的）のスキル/ブライ ヴァシー（情報管理）の問題 ・ Wants, Desiresの Needsへの変換（社会化）の 専門的判断枠組	・ 確定的面接スキル ・ 自己決定支援・契約の構建 ・ 交渉能力	・ サービス（ケア）プラン用紙の整備と活用 ・ ソーシャルサポートネットワーク （ネットワーキングのスキル） ・ 地域資源マップ

※ ソーシャルワーク実践の基本原則

展開過程	V プログラムの実行	M モニタリング	VI 評価	ソーシャルワーク実践の基本原則
1. 実践形態	1. (1)利用者(家族)への機能的・包括的支援 (2)具体的サービス提供	1.利用者(家族)への機能的・包括的支援の経過観察 サービス提供実態の監視	1. (1)利用者(家族)の変化・変更の評価・OOL再評価 (2)支援システムの評価	1. 自立支援・自己決定への支援 2. 基本的人権・権利擁護 ～利用者 の最善の利益～ 3. 生活の継続性(空間・時間・習慣)の保持 4. 個人-家族-地域の包括的視野 6. 実践の包括的展開 6. 実践水準の維持・向上 7. 実践の透明責任
2. 実践内容	2. (1)利用者(家族)への直接支援 (2)サービス提供主体間の調整	2. 訪問調査 ケースカンファレンス 必要ならフィードバック	2. (1)利用者(家族)への評価 (2)支援システム(チーム)への評価 (3)援助機関への評価	
3. 実践視点	3. 自立支援・エンパワメント 権利擁護(代弁)	3. 利用者(家族)の反応観察 変化・変更への注視 権利擁護(代弁)	3. 利用者(家族)からの評価 支援者からの評価 第三者からの評価 関係機関合同評価 実践理論モデル評価	
4. 実践技法	4. 臨床的面接(カウンセリングも含む)・臨床観察 サービス(ケア)マネジメント チームマネジメント(イカゲム・ワーク) ソーシャルワーク(機関間支援ネットワーク 個別ケース支援ネットワーク)	4. (参与)観察・調査的面接技法 ケースカンファレンス法 記録提示の方法と事例研究法 チームマネジメント 地域諸機関・諸職種等情報源への接近と情報処理・情報共有 フィードバックの技法	4. (参与)観察・調査的面接技法 シングルケースデザイン法 サービス評価法 記録の技法(フィードバック・フォローアップを含む)	
5. 実践用具	5. 経過記録用紙・ソシオグラム用紙	5. 経過観察チェックリスト 経過記録様式・事例提示様式	5. 各種評価用紙	
社会福祉教育上の留意点	・臨床的面接スキル ・自己決定・契約の構造 ・交渉能力 ・ネットワーク能力(ソシオグラムを含む) ・ケアマネジメント技法	・ケースカンファレンス法・事例研究法 (各種問題事例分析の事前学習・演習) ・各種チェックリストの様式と記載法	・評価の理論と技術 ・各種評価用紙の様式と記載法 ・記録の技法	

厚生省・福祉専門職の教育課程等に関する検討会(社会福祉士班)

B. ソーシャルワーク実践における資源マネジメント

展開要素	資源マネジメント
1. 実践形態	資源群の評価 資源群の開発
2. 実践内容	資源アセスメント 資源開発 アドミニストレーション
3. 実践視点	地域社会の福祉観の分析 地域社会権力構造(意思決定構造)の分析 地域リーダーシップ構造の分析 利用者参加
4. 実践技法	ソーシャルアクション 地域アセスメント(地域権力・意思決定・リーダーシップ構造分析) 地域福祉計画法 諸機関・諸職種の情報共有/協力関係
6. 実践用具	資源マップ
社会福祉教育上の留意点	・社会調査法・社会調査法 ・参与観察法(インフォーマル権力構造) ・地域行政・財政分析・法-条例分析 ・機関間ネットワーク分析 ・地域福祉計画法 ・社会調査法

C. レジデンシャル・ソーシャルワーク

展開要素	レジデンシャル・ソーシャルワーク
1. 実践形態	施設アドミニストレーション ニーズ・問題の明確化と構造化
2. 実践内容	ケア(サービス)マネジメント チームマネジメント 施設サービス評価・効果測定
3. 実践視点	ニーズ志向アセスメント・生活の質(OOL) 利用者権利擁護・生活ニーズ/問題の構造的分析 利用者参加・自立支援・自己決定支援 生活(空間・時間・習慣)の継続性
4. 実践技法	(参与)観察技法・各種面接技法 ケア(サービス)マネジメント チームマネジメント・ケースカンファレンス 施設内外の生活諸資源の動員 スタッフ開発(研修制度・スーパーヴィジョン等)
5. 実践用具	各種アセスメント用紙 サービス評価用紙
6. 地域との関連	地域諸機関・諸職種の情報共有 施設機能複合化による地域ケアとの連続性 透過構造化 第三者評価(4ツ・ス・ハ・ソ・イ・ス・ク・シ・ン 制度) 家族(親族)参加
社会福祉教育上の留意点	・生活施設の構造・機能分析 ・施設利用者への臨床的分析視点 ・地域(家庭)生活との連続性 ・地域関連機関の連携形成

厚生省・福祉専門職の教育課程等に関する検討会(社会福祉士班)

实践奖励

